

瀬戸内の世界都市－IMABARI－をつくる

番号

⑥

募集地区・人数

B（陸地部）4名程度
英語・外国語を活用した教育・市民サービスの充実を図る協力隊

言葉には、人・もの・世界をつなぐ力がある。
言葉の「壁」がなければ、つながる力はもっともっと強くなるはず。

瀬戸内の世界都市-IMABARI-へと発展することで、すべての人にとって魅力あるまちになりたい。

そのために、言葉の「力」を知る人を募集します。



活動内容

- 児童生徒の英語力向上と国際理解を深めるための教育プログラムの企画・実施
- 地域におけるグローバル人材の育成
- 外国人居住者や地域、市内事業所などの参加を想定したネットワークの構築
- 外国人居住者と日本人市民の交流促進
- 外国人居住者の学習支援、生活サポート業務
- 外国人居住者からの相談対応、通訳業務
- 文書等の外国語及び「やさしい日本語」の翻訳支援
- 市民の多文化共生意識を向上させる取組み
- その他多文化共生の推進に資する取組み
- 今治市国際交流協会と連携した事業

上記の活動内容などから、隊員の特技・資格などと地域の実情を照らし合わせて重点的に取り組む活動を隊員と市役所で相談しながら決定します。

勤務条件等

- ・勤務時間・給与額・待遇等共通条件は省略
- ・市民参画又は教育大綱推進課に配属します。
※採用後は市が決定したいずれかの課に所属しながら両方課の業務を担当職員らと相談しながら活動します。
- ・外国籍の場合は、応募する職に適当な在留資格を有する者または、採用までに切り替えが可能であること。
- ・日本語で日常的なコミュニケーションをとることができる人（日本語能力試験N3以上を想定）。
- ・母国語が日本語である場合は、日常会話レベル以上の外国語（1か国語以上）を話すことができる人。英語に関してはTOEIC730点以上、英検準1級以上程度の能力を有することが望ましい。
- ・自動車普通免許（AT限定可）要
- ・本市への定住を希望する方
- ・3大都市圏都市地域または政令市に居住し、今治市任用後、住民票を今治市に移転できる方

募集締切

令和7年10月3日（必着）

採用予定時期

令和8年4月1日から1年間
（最大3年間延長します）

問合せ先

【採用担当課】

(電話番号)

市民参画課 / 教育大綱推進課
0898-36-1521 / 0898-36-1611

(メールアドレス)

simimsankaku@imabari-city.jp / kyouikut@imabari-city.jp